

船舶事故調査報告書

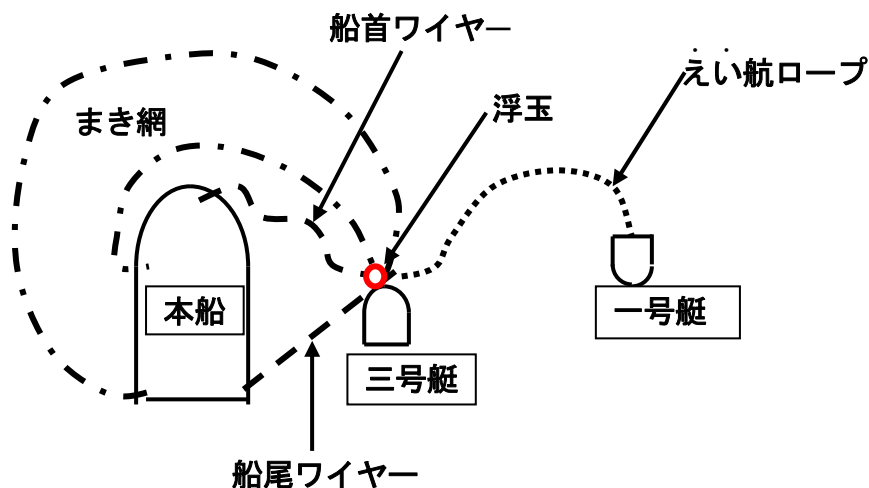
平成24年8月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成23年5月19日 04時15分ごろ（日本時間）
発生場所	ミクロネシア連邦カピンガマランギ島西南西方沖150海里（M）付近 （概位 北緯00°23.9′ 東経152°22.1′）
事故調査の経過	平成23年7月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第118 ^{かいおう} 海王丸、349トン ME1-895（漁船登録番号）、個人所有 57.85m（Lr）×12.00m×7.24m、鋼 ディーゼル機関1基、1,912kW、平成8年5月 漁船 海王丸三号艇、2.6トン ME3-61757（漁船登録番号）、個人所有 6.40m（Lr）×3.00m×0.85m、軽合金 ディーゼル機関1基、220.65kW、平成8年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 49歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和58年12月26日 免状交付年月日 平成20年5月29日 免状有効期間満了日 平成25年12月25日 漁ろう長 男性 62歳 三級海技士（航海） 免許年月日 昭和45年4月8日 免状交付年月日 平成20年6月2日 免状有効期間満了日 平成25年10月13日 甲板員A 男性 40歳 海技免状なし
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	本船 なし 三号艇 風防ガラス及びアンテナが脱落
事故の経過	本船は、船長、漁ろう長及び甲板員Aほか21人が乗り組み、海王丸三号艇（以下、「海王丸」を冠する搭載艇についてはこれを省略する。）ほか搭載艇3隻を搭載し、ミクロネシア連邦カピンガマランギ島西南西方沖150M付近で1そうまきのまき網漁の操業をしていた。 本船は、平成23年5月19日03時35分ごろから左舷より投網を開始し、ワイヤーシャックル（右舷の船首尾に係止した長さ約55mの船首

ワイヤー及び船尾ワイヤーの端部を結ぶシャックル。以下「シャックル」という。)につないだえい航ロープを一号艇が引いて裏こぎを行っていた。

漁ろう長は、網が、シャックルに絡まっていると船長から報告を受け、三号艇の甲板員Aに見てくるように無線で指示した。

甲板員Aは、三号艇で本船の右舷船尾側より船尾ワイヤーをくぐり、本船右舷中央から右約40m地点のシャックル位置を示す浮玉付近(以下「浮玉付近」という。)に行き、04時15分ごろ「シャックルから網が外れた」と無線で連絡した。



漁ろう長は、網が外れたので三号艇の位置を確認して揚網を開始した。

本船作業甲板上で揚網作業を行っていたコック長は、三号艇が網が外れたあとも浮玉付近にとどまり、揚網を開始した直後、左舷側に大きく傾斜し、風防ガラスと右舷アンテナが飛ばされるのを見た。

船長は、甲板員Aが三号艇に乗船していないことを作業甲板右舷から確認し、二号艇の乗員に三号艇に向かうよう無線で指示するとともに、漁ろう長及び他の乗組員に伝えたのち、船橋に行き、三号艇付近を双眼鏡で搜索したが、甲板員Aを見付けることができなかった。

船長は、搭載艇3隻(一号艇、二号艇及び五号艇)に三号艇付近の搜索を指示し、その後、自らも三号艇に乗って搜索したところ、本船より約700m離れた海面に帽子が浮かんでいるのを発見したが、甲板員Aを発見することはできなかった。

本船は、06時43分ごろ、揚網を終了し、目標ブイを投下して搜索をしたが、甲板員Aを発見することはできなかった。

漁ろう長は、09時20分ごろ船舶所有者に連絡するとともに、海上保安庁に通報した。

本船及び米国沿岸警備隊による搜索が25日まで行われたが、甲板員Aは発見されず、行方不明となり、後日、死亡届により除籍された。

気象・海象

気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約4m/s、視界 良好
海象：海水温 29.8℃、波 なし、潮流 東流約2ノット

その他の事項

三号艇は、甲板上に機関囲壁だけを備え、甲板員Aは、その後部の操船場所に立って操船していた。

三号艇が、浮玉付近で漁網の確認を行ったとき、船首ワイヤーは弛んで海中に沈み、船尾ワイヤーとえい航ロープ(長さ約300m)は張った状態であった。

	<p>甲板員Aが落水するところを目撃した者はいなかった。</p> <p>本船は、年間約200回操業していた。</p> <p>甲板員Aは、小型船舶操縦士免許を取得していなかったが、約2年間の操業中、搭載艇を単独で多数回操船していた。</p> <p>甲板員Aは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>漁ろう長は、漁ろう作業の割り振り（搭載艇への乗船者を含む。）、配置等を決めていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>甲板員Aは、行方不明となり、後日、死亡届により除籍された。</p> <p>本船は、カピングマランギ島西南西方沖でまき網漁の操業中、浮玉付近で絡網が発生した際、甲板員Aが、三号艇に乗船して浮玉付近の絡網を確認に行ったところ、三号艇が左舷側に傾斜し、落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>漁ろう長は、搭載艇の操船には小型船舶操縦士免許の取得者を乗船させ、また、乗船者には救命胴衣を着用させる必要があった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、カピングマランギ島西南西方沖でまき網漁の操業中、三号艇に乗船していた甲板員Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搭載艇がえい航ロープ等の付近にいる場合は、安全な距離に離れるまで、揚網作業を待つこと。 ・搭載艇の乗船者には、救命胴衣を着用させること。 ・搭載艇の操船には、小型船舶操縦士免許取得者を充てること。 	